

確認検査業務手数料規程

株式会社 住宅性能評価センター

確認検査業務手数料規程

第1条 (趣旨)

この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という）は、株式会社住宅性能評価センター（以下「乙」という）が、建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という）が計画する、建築物等の確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の業務（以下「確認検査業務」という）を受託するに際し、乙が別に定めた確認検査業務約款（以下「業務約款」という）及び確認検査業務規程（以下「業務規程」という）に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。

第2条 (建築物等に関する確認の申請手数料)

業務規程第 18 条第 1 項（第 25 条において準用する場合を含む。以下同じ）に定める建築物等に関する確認申請に係る手数料は、確認申請 1 件につき、別表に掲げる額とする。

2 直前の確認済証の交付を乙から受けていない計画変更の確認申請手数料は、別表に掲げる「確認申請」の料金を適用する。

第3条 (建築物等に関する中間検査の申請手数料)

業務規程第 27 条に定める建築物等に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査 1 件につき、別表に掲げる額とする。

2 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付を乙から受けていない中間検査の申請手数料は、別表に掲げる「中間検査」の料金に、同別表に掲げる「確認申請」の料金を合算した額とする。

第4条 (建築物等に関する完了検査の申請手数料)

業務規程第 33 条に定める建築物等に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請 1 件につき別表に掲げる額とする。

2 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証の交付を乙から受けていない完了検査の申請手数料は、別表に掲げる「完了検査」の料金に、同別表に掲げる「確認申請」の料金を合算した額とする。

第5条 (建築物等に関する仮使用認定の申請手数料)

業務規程第 39 条に定める建築物等に関する仮使用認定の申請に係る手数料は、次の各項に掲げる場合の区分に応じ、仮使用認定申請 1 件につき別表に掲げる額とする。

第6条 (遠隔地の場合の検査申請手数料)

検査の対象となる工事が東京以外（島嶼部を除く）で行われる場合は、第 3 条から前条までの手数料の額に、別途申請者と協議の上、出張費を請求できるものとする。

第7条 (手数料の減額)

申請手数料は、申請する事務所の所在地または、建設地の地域を考慮の上、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 年間を通して継続的に申請が見込めると機関が判断した場合または、一定量^(※)の確認審査業務の申請が見込める場合や申請対象物件がある場合。
 - (2) あらかじめ当機関と協議の上、図面や計算書などの記載方法の合理化を図るなどして、確認審査業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合。
 - (3) 一定量^(※)の確認審査業務の申請が見込める場合で当機関が指定する申請を確認審査業務の申請とともに申請する場合。
 - (4) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に確認審査業務の申請の提出を行った場合。
- ※「一定量」は 50 棟/年 程度からとする。

2 前項の各号において申請手数料を減額する場合は別表によるものとする。

第8条 (災害時に関する減免措置に関する規定)

大規模災害が発生し、国、県、行政庁等の公的機関が罹災証明を発行した場合において、建築主等が罹災証明を乙に提出した場合においては、乙は必要に応じ、減免措置を講じることができることとする。

【第7条第2項 別表】

減額項目	減額設定	割引率 ^{※1}
(1) 継続申請	年間を通して継続的又は一定量の申請があると機関が判断した場合	35%以下
(2) 合理的	あらかじめ合理化を図り効率的に業務が出来ると判断した場合	20%以下
(3) 併願申請	一定量の確認申請及び当機関が指定した申請を併願する場合	20%以下
(4) 定める期間	あらかじめ定める期間内に申請する場合	20%以下

※1 割引率は該当する減額項目の割引率を加算するが、加算した数値の最大を 50%とする。

※2 合理的とは、あらかじめ図面の記載方法（特記事項）の記載を協議し情報共有した場合等をいう。

(附則)

この規程は平成 20 年 6 月 20 日より施行する。

改定年月日：平成 23 年 5 月 24 日

改定年月日：平成 27 年 10 月 30 日

改定年月日：平成 29 年 6 月 7 日

改定年月日：平成 30 年 10 月 30 日

改定年月日：令和 2 年 3 月 10 日

改定年月日 令和 02 年 11 月 1 日

改定年月日 令和 03 年 8 月 1 日

改定年月日 令和 07 年 4 月 1 日